

知的財産権民間経済発展促進実施弁法

第一章 総 則

第一条 民間経済の発展に資する知的財産権環境を最適化し、民間経済組織における知的財産権の保護を確実に強化し、公平かつ秩序ある市場競争環境を維持し、民間経済の質の高い発展を強力に支援するために、「中華人民共和国民間経済促進法」に基づき、この弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局は、職責の範囲内で、知的財産権による民間経済の発展促進に関する業務を担当する。

県級以上の地方の知的財産権主管部門は、その他の部門との協力・連携を強化し、積極的に調整メカニズムを通じて、自地域の実際の状況を踏まえ、知的財産権による民間経済の発展促進に関する業務を適切に行う。

第三条 国家知識産権局及び地方の知的財産権主管部門は、公平競争審査制度を実施し、経営主体による生産経営活動に係る知的財産権に関する政策措置を制定する場合には、公平競争審査を実施し、かつ定期的に評価し、全国统一市場及び公平な競争を妨害する内容を含む知的財産権に関する政策措置を速やかに整理、廃止し、民間経済組織による市場競争への公平な参加を確保しなければならない。

第二章 知的財産権の創造

第四条 民間経済組織が自主的なイノベーションを強化し、高品質を目指して将来を見据えた知的財産戦略を策定し、知的財産権と産業のイノベーションの融合的な発展を促進することを奨励、支援する。

第五条 民間経済組織の需要について適時かつ十分に調査・研究を行い、知的財産権に関する権利付与・権利確定に係る制度及び仕組みを継続的に整備する。知的財産権の審査の品質と効率を継続的に向上させ、専利・商標の多様な審査方式を創出し、民間経済組織を含む各種経済組織の権利取得に関する需要に積極的に対応する。

第三章 知的財産権の保護

第六条 民間経済組織及びその経営者のイノベーション成果の知的財産権を法に基づき保護し、商標権、専利権の侵害等の違法行為を厳正に処分する。

知的財産権を出願し、又は行使する場合には、信義誠実の原則に従わなければならない。知的財産権を濫用して競争を排除又は制限し、公共の利益又は他人の正当な権利利益を害してはならない。

第七条 国家級知的財産権保護センターの機能を活かし、民間経済組織に対して、迅速な事前審査、迅速な権利確定、迅速な権利保護を一体的に行う「ワンストップ型」紛争解決サービスを提供する。

第八条 民間経済組織の知的財産権紛争の多様な解決ルートを拡充し、調停を活用した迅速な紛争解決を推進し、行政、司法、仲裁等の保護ルートとの連携を図る。地域を跨ぐ紛争の調整・処理メカニズムを継続的に整備し、部門間の協力を強化し、権利保護に対する対応効率を向上させる。

第九条 海外における知的財産権紛争への対応指導及び輸出製品の知的財産権に関する法令遵守状況の自主点検を強化し、民間経済組織に対して海外における知的財産戦略の

最適化を指導し、輸出製品の知的財産リスクの徹底調査を実施し、民間経済組織による海外における知的財産に関するリスクの防止・管理体制の構築を支援する。

第十条 国外の知的財産権法制度の変化等の重点情報の追跡・把握を強化し、国外の知的財産権法制度に関する情報を収集し、かつ速やかに公開し、典型事例の分析・研究を実施し、リスク警告を速やかに発出し、民間経済組織に対して海外の知的財産権紛争に関する早期警告を発出し、情報支援を行う。

第十一条 海外における知的財産権紛争対応指導業務プラットフォームを活用し、民間経済組織に対して専門的かつ効率的な海外紛争対応指導サービスを提供する。

第四章 知的財産権の活用

第十二条 民間経済組織が自身の特徴や発展の需要に即した知的財産権の転化・活用戦略を講じ、自らの実施・出資・譲渡・許諾・質権設定等の方法により知的財産権の効率的な転化・活用を推進することを奨励、支援する。

第十三条 民間経済組織がパテントプール、パテントオープンソース等の知的財産権の転化・活用に関する新たな協力モデルの構築を模索し、又はそれに参加し、オープンライセンス方式を十分に活用して専利を実施することを奨励、支援し、パテントプールの市場メカニズムに基づく運営を奨励し、知的財産権の転化・活用効果を高める。

民間経済組織が高等教育機関、科学研究機関、知的財産権サービス提供機関、ベンチャーキャピタル、業界団体等と共に産業知的財産権イノベーション共同体を構築し、知的財産権の転化・活用に関する協力を実施することを奨励、支援する。

知的財産権取引、代理等のサービス提供機関の発展を奨励、支援し、専門サービス提供機関の機能を活かし、科学技術成果の活用・普及を促進する。

第十四条 民間経済組織が専利、商標等の各種知的財産権の組合せによる相乗効果を発揮させ、科学技術イノベーションを基盤とする複数の有名商標ブランドの構築を加速することを奨励、支援する。

第五章 公共サービス

第十五条 知的財産権に関する公共サービス供給の優位性を十分に発揮し、民間経済組織に対して的確なサービスを提供し、公共サービスの需要を掘り起こし、かつ需給のマッチングを進め、利便性の高いサービスに関する施策を積極的に検討し、民間経済組織の知的財産権の創造・保護・活用・管理能力を向上させる。

第十六条 知的財産権公共サービスプラットフォームの機能を整備し、民間経済組織に対して、情報照会、検索・分析、業務手続き等のオンライン完結型の利便性の高いサービスを提供する。民間経済組織に対するデータの開放・共有を強化し、民間経済組織が科学技術の研究開発、成果の保護及び活用、担保融資において知的財産権データの利用を強化し、かつデジタル技術、人工知能を活用したサービスの開発・構築に参加することを奨励、支援し、民間経済組織の発展・成長を支援する。

第十七条 知的財産権の宣伝・普及を強化し、民間経済組織を含む各種組織が知的財産権を活用してイノベーションに取り組み、誠実な経営を実践する典型事例や手法を広く周知する。イノベーション文化を提唱し、知識を尊重し、イノベーションを重んじ、誠実・遵法・公平な競争を旨とする知的財産権文化の理念を形成する。

第十八条 知的財産権関連業界団体が、法令及び定款に従い、調整及び自主規制の機能を発揮し、業界の要望を速やかに反映し、民間経済組織及びその経営者に対して、知的財産権に関する情報提供、宣伝・研修、市場開拓、権利保護、紛争処理等のサービスを提供

することを奨励、支援する。

第六章 人材の育成

第十九条 知的財産権に関する人材の育成及び評価・インセンティブ制度を整備し、民間経済組織向けの人材育成及び研修支援を強化する。

第二十条 涉外知的財産権に関する法律人材の育成体制を強化し、涉外知的財産権法律サービス提供機関の育成を推進し、民間経済組織の海外紛争に対する対応指導の専門性及び的確性を高める。

第七章 法的責任

第二十一条 法律の関連規定に違反して、民間経済組織及びその経営者の知的財産権を侵害した場合において、法令に行政処罰に関する規定があるときは、その規定に従う。人身の損害又は財産の損失をもたらした場合には、法に基づき民事責任を負う。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附 則

第二十二条 この弁法は、2025 年 11 月 1 日より施行する。

出所: 国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/10/31/art_75_202356.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。